

改正

平成21年4月16日訓令乙第76号

平成22年2月26日訓令乙第5号

平成29年11月13日訓令乙第163号

武蔵村山市介護支援ボランティア事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般介護予防事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。）として介護支援ボランティア事業を実施することにより、高齢者の介護予防を推進し、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「介護支援ボランティア事業」とは、高齢者の介護予防に資するため高齢者がボランティア活動その他の社会的活動（第6条第1項の規定により市長が指定したものに限り。以下「介護支援ボランティア活動」という。）に参加することを支援し、及び奨励する事業であつて、当該高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績に基づき介護支援ボランティア活動評価ポイント（以下「評価ポイント」という。）を付与するとともに、当該高齢者の申出により当該評価ポイントに応じた介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金（以下「転換交付金」という。）を交付する事業をいう。

（業務の委託）

第3条 武蔵村山市（以下「市」という。）は、介護支援ボランティア事業の運営に係る業務の一部を社会福祉法人その他市長が適当と認める者に委託して実施するものとする。

2 前項の規定により委託を受けた者（以下「管理機関」という。）が行う業務は、おおむね次のとおりとする。

- （1） 介護支援ボランティアの登録
- （2） 介護支援ボランティア手帳の交付
- （3） 介護支援ボランティア活動の紹介
- （4） 評価ポイントの付与及び管理
- （5） 前各号に掲げる業務に付随する業務

（対象者）

第4条 介護支援ボランティア事業の対象となる者は、市が行う介護保険の第1号被保険者である者とする。

(介護支援ボランティアの登録等)

第5条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書により管理機関に申請し、その登録を受けなければならない。

2 管理機関は、前項の規定による申請があった場合において支障がないと認めるときは、当該申請をした者を介護支援ボランティアとして登録するとともに、当該登録をした者に対して介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

(介護支援ボランティア施設、事業所等の指定等)

第6条 介護支援ボランティアを受け入れようとする施設、事業所等は、あらかじめ、市長の指定を受けなければならない。

2 前項の施設、事業所等は、同項の指定を受けようとするときは、介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、指定の可否を決定するとともに、介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした施設、事業所等に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による指定をした施設、事業所等についてその指定を取り消すときは、介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消通知書（第3号様式）により、当該取消しに係る施設、事業所等に通知するものとする。

5 第3項の規定による指定を受けた施設、事業所等（以下「受入施設」という。）は、第2項の規定による申請の内容について変更があったときは、変更のあった日から30日以内に、介護支援ボランティア（事業・活動）指定変更届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

6 受入施設は、その行う事業を廃止するときは、廃止する日の1月前までに、介護支援ボランティア（事業・活動）指定廃止届出書（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(介護支援ボランティア活動の評価等)

第7条 受入施設は、介護支援ボランティア（第5条の規定により管理機関に登録された者をいう。以下同じ。）が当該受入施設において介護支援ボランティア活動を行ったときは、当該介護支援ボランティア活動1時間を1回として評価し、当該介護支援ボランティアの介護支援ボランティア手帳に、当該1回の介護支援ボランティア活動につき1個の活動確認スタンプを押印するもの

とする。ただし、同一の日に一の介護支援ボランティアに対して押印することができる活動確認スタンプ（他の受入施設が押印したものを含む。）の数は、2個を限度とする。

（評価ポイントの付与）

第8条 管理機関は、介護支援ボランティアが前年度に行った介護支援ボランティア活動の実績に応じ、その翌年度以後に評価ポイントを付与することができる。ただし、介護支援ボランティアが武蔵村山市内に住所を有しなくなったときは、直ちに評価ポイントを付与することができる。

2 前項の規定により付与する評価ポイントは、介護支援ボランティア手帳に押印された活動確認スタンプ（既に評価ポイントの付与を受けたものを除く。）1個につき100ポイントとする。ただし、一の年度において付与する評価ポイントは、6,000ポイントを限度とする。

3 介護支援ボランティアは、評価ポイントの付与を受けようとするときは、管理機関に介護支援ボランティア手帳を提出しなければならない。

4 評価ポイントの付与は、管理機関が、前項の規定により提出された介護支援ボランティア手帳に付与する評価ポイントのポイント数を記載し、認証印を押印することにより行うものとする。

（転換交付金）

第9条 介護支援ボランティアは、前条の規定により付与された評価ポイントのポイント数に応じて転換交付金の交付を受けることができる。ただし、当該介護支援ボランティアが介護保険料を滞納しているときは、当該滞納している保険料を完納するまでの間は、転換交付金は交付しないものとする。

2 介護支援ボランティアは、転換交付金の交付を受けようとするときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書（第6号様式）に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る介護支援ボランティア（以下この条において「申出者」という。）に介護保険料の滞納がないときは、申出者に付与された評価ポイントのうち当該申出者が転換交付金への転換を希望した評価ポイントのポイント数（以下「活用希望ポイント数」という。）に応じて、転換交付金を交付するものとする。

4 前項の規定により交付する転換交付金の額は、活用希望ポイント数100ポイントにつき100円として算定する。ただし、一の年度において交付する転換交付金の額は、6,000円を限度とする。

5 市長は、前2項の規定により転換交付金を交付することとしたときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金交付通知書（第7号様式）により申出者に通知するとともに、第2項の規定により提出された介護支援ボランティア手帳を返却するものとする。

(様式等)

第10条 次に掲げる様式並びに活動確認スタンプ及び認証印のひな型は、管理機関が別に定める。

(1) 介護支援ボランティア登録申請書

(2) 介護支援ボランティア手帳

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、介護支援ボランティア事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月16日訓令(乙)第76号)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月26日訓令(乙)第5号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月13日訓令(乙)第163号)

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

施設等の名称
所在地
申請者 代表者の氏名 (印)
電話番号

介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書

介護支援ボランティアの受入施設としての指定を受けたいので、武蔵村山市介護支援ボランティア事業実施要綱第6条第2項の規定により申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人(うち65歳以上 人)

(日本工業規格A列4番)

第2号様式(第6条関係)

記 号 番 号
年 月 日

(施設等の名称)
代表者 様

武蔵村山市長

印

介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった介護支援ボランティアの受入施設としての指定については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり指定します。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
事 業 名	
活 動 内 容	
活 動 場 所	
活 動 人 数	人(うち65歳以上 人)

2 次の理由により却下します。

却 下 の 理 由	
-----------	--

(日本工業規格A列4番)

第3号様式(第6条関係)

記 号 番 号
年 月 日

(施設等の名称)
代表者 様

武蔵村山市長

印

介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消通知書

下記のとおり、介護支援ボランティアの受入施設としての指定を取り消しますので通知します。

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人(うち65歳以上 人)
取消しの理由	

(日本工業規格A列4番)

第4号様式(第6条関係)

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

届出者 施設等の名称
所在地
代表者の氏名 ⑩
電話番号 ()

介護支援ボランティア（事業・活動）指定変更届出書

下記のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、武蔵村山市介護支援ボランティア事業実施要綱第6条第5項の規定により届け出ます。

記

指定内容を変更した事業所	名 称	
	所 在 地	
変更があった事項	変 更 の 内 容	
1	事業所名	(変更前)
2	代表者氏名	
3	住 所	
4	電話番号	(変更後)
5	活動内容	
6	活動場所	

備考

- 1 該当する項目を○で囲み、変更の内容を記入してください。
- 2 変更の内容が確認できる書類を添付してください。

(日本工業規格A列4番)

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

届出者 施設等の名称
所在地
代表者の氏名
電話番号 ()

介護支援ボランティア（事業・活動）指定廃止届出書

下記のとおり事業を廃止しますので、武蔵村山市介護支援ボランティア事業実施要綱第6条第6項の規定により届け出ます。

記

廃止する事業	名称	
	所在地	
廃止年月日	年 月 日	
廃止する理由		

備考 廃止する日の1月前までに届け出てください。

（日本工業規格A列4番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

住所
 申出者 氏名
 電話番号



介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

下記のとおり、介護支援ボランティア活動評価ポイントを活用して、介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金の交付を受けたいので、介護支援ボランティア手帳を添えて申し出ます。

記

介護保険被保険者番号	
氏 名	
蓄積ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差引残高ポイント数	ポイント

※転換交付金の振込先

金融機関	銀行・信金 信組・農協			本店・支店・出張所
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義人				

(日本工業規格A列4番)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長



介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金交付通知書

年 月 日付で申出のあった介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、申出に際して提出していただいた介護支援ボランティア手帳は返却しますので、御確認ください。

記

介護保険被保険者番号	
氏 名	
活用希望ポイント数	ポイント
転換交付金の額	円
今回決定後の残高ポイント数	ポイント

※転換交付金の振込先

金 融 機 関	銀行・信金			本店・支店・出張所
	信組・農協			
預 金 種 別	1 普通	2 当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義人				

(日本工業規格A列4番)